

猶予制度について

市税は、定められた納期限までに納付、納入していただくことが定められていますが、一定の要件に該当し、市税を納期限のとおりには納付できない場合には、申請することにより、一年以内に限り、市税の徴収や財産の換価が猶予される制度があります。

徴収の猶予

納税者からの申請

災害、病気、事業の休廃業などによって、市税を納期限のとおりには納付できないと認められる場合は、申請により徴収の猶予が認められる場合があります。

また、法定納期限(※)から1年以上経って納付すべき税額が確定した市税を納期限のとおりには納付することができないと認められる場合はその市税の納期限までに申請することにより、市税の徴収が猶予される場合があります。

※ 地方税法又は条例で定められている、地方税を納付すべき期限。納期を分けている場合には、その第1期の納期限が法定納期限となります。

換価の猶予

納税者からの申請

市税を市税を納期限のとおりには納付することによって事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ、納税に対する誠実な意思を有すると認められる場合は、申請により換価の猶予が認められる場合があります。

職権による猶予

- ① 財産の換価を直ちにすることにより、その事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき
- ② 財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比べて、滞納に係る徴収金を徴収する上で有利であるとき

猶予が認められた場合

徴収の猶予

換価の猶予

分割等により納付することが可能となります

+

+

- ① 新たな督促や差押え、すでに差押えを受けている財産の換価(売却)などの滞納処分が行なわれません。
- ② すでに差押えを受けている場合は、申請により差押えが解除される場合があります。
- ③ 徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- ④ その市税の納期限までに申請し徴収の猶予が認められた場合、当該部分については、猶予期間中については、滞納扱いとなりません。

- ① すでに差押えを受けている財産の換価(売却)が猶予されます。
 - ② 差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、新たな差押えが猶予(又は差押えが解除)される場合があります。
 - ③ 換価猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- ※換価の猶予が認められた場合であっても督促状は法令の規定により送付されます。

猶予申請の手続きの流れ

猶予を受けるための要件の確認

徴収の猶予

災害、病気、事業の休廃業などによって、市税を納期限のとおりになんて納付できないと認められる場合は、申請により徴収の猶予が認められる場合があります。

また、法定納期限(※)から1年以上経って納付すべき税額が確定した市税を納期限のとおりになんて納付することができないと認められる場合はその市税の納期限までに申請することにより、市税の徴収が猶予される場合があります。

※ 地方税法又は条例で定められている、地方税を納付すべき期限。納期を分けている場合には、その第1期の納期限が法定納期限となります。

換価の猶予

市税を納期限のとおりになんて納付することによって事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ、納税に対する誠実な意思を有すると認められる場合は、猶予を受けようとする市税の納期限から12ヶ月以内に申請することにより換価の猶予が認められる場合があります。

※申請する市税以外の市税に滞納のある場合原則として、換価の猶予申請はできません。

申請書の作成・提出

「徴収猶予申請書」・「換価猶予申請書」に必要な書類を添付して提出します

徴収の猶予

● 申請書 「徴収猶予申請書」

● 添付書類	猶予を受けようとする金額	
	100万円以下の場合	100万円を超える場合
災害、病気、事業の休廃業などを証する書類	必要 ※本来の期限(法定納期限)から1年以上経って納付すべき税額が確定した場合は不要	
財産収支状況書	○必要	×不要
財産目録	×不要	○必要
収支の明細書	×不要	○必要
担保提供に必要な書類	×不要	○必要※

※猶予期間が3か月以内又はその他特別な事情がある場合は不要

● 提出先

- 霧島市役所 収納課第3グループ

換価の猶予

● 申請書 「換価猶予申請書」

● 添付書類	猶予を受けようとする金額	
	100万円以下の場合	100万円を超える場合
その他の財産収支状況書	○必要	×不要
財産目録	×不要	○必要
収支の明細書	×不要	○必要
担保提供に必要な書類	×不要	○必要※

※猶予期間が3か月以内又はその他特別な事情がある場合は不要

● 提出先

- 霧島市役所 収納課第3グループ

提出された申請書等の審査

提出された申請書や添付書類等の内容を確認して、猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額や期間などの審査を行います。

なお、申請書等に不備がある場合、速やかに補正をしていただく必要があります。

猶予が許可された場合

「徴収猶予許可通知書」(又は「換価の猶予許可通知書」)が送付されます。

届いた通知書に記入された分割納付計画のとおり、同封された納付書等を使って納付・納入します。

猶予が不許可の場合

審査の結果、猶予が許可されない場合があります。

この場合には「徴収猶予不許可通知書」(又は「換価の猶予不許可通知書」)が送付されます。